

## 広島国際大学看護学ジャーナル投稿規程

1. 本誌の名称は「広島国際大学看護学ジャーナル」とし、原則として年1回発行する。
2. 本誌を発行する目的は次のとおりとする。
  - 1) 看護学の学術的な発展に寄与する。
  - 2) 学部内に共通の研究発表の場を提供するとともに、専攻を超えた学際的共同研究活動を促進する。
  - 3) 論文発表の機会を提供する。特に、若手教員および大学院生に論文をまとめる経験の場を提供する。
  - 4) 広島国際大学看護学部および広島国際大学大学院看護学研究科の研究・教育活動に関する外部への情報発信を行う。
3. 掲載される原稿は次のとおりとする。
  - 1) 総説：看護学や医療に関わる特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状况を概説し、考察したもの。
  - 2) 原著論文：研究論文のうち、研究そのものが独創的で新しい知見が論理的に示されており、看護学や医療の知識として意義が明らかであるもの。
  - 3) 研究報告：原著論文に準ずるもの。研究結果の意義が大きく、看護学や医療の発展に寄与すると認められるもの。
  - 4) 資料：看護や医療に関連する内容で、資料的価値が高く、編集委員が適当と認めたもの。
  - 5) その他：内容に応じて、【論壇】【実践報告】【短報】【その他】として掲載する場合もある。  
【論壇】とは看護や医療に関する問題や話題について今後の方向性を指し示す著述や提言、【実践報告】とは医療等の現場や教育現場での実践の報告（論文の形式は問わない）、【短報】とは看護や医療に関する研究としてすぐに知らせる必要のあるもの、【その他】とはその他編集委員が適当と認めたものをいう。
4. 投稿資格  
広島国際大学看護学部教員とその関係者、および2の2)に示す研究者
5. 論文の審査
  - 1) 投稿原稿の掲載の可否は、編集委員が依頼した2名の査読者による審査をもとに決定する。その結果、著者に修正・加筆を求めることがある。論文の内容により必要に応じて学部外の専門家に査読を依頼することもある。
  - 2) 倫理上問題となるものは採用しない。
6. 執筆要項  
原稿は別に定める執筆要項によるものとする。
7. 原稿の提出
  - 1) 原稿の提出期限は、編集委員会で決定して通知する。
  - 2) 原稿（表紙、図、表を含む）は正1部、副2部を添えて提出する。副2部については、氏名等執筆者を特定できる情報を消去したものを提出する。  
原稿の提出先は、広島国際大学看護学ジャーナル編集委員会メールボックスとする。郵送の場合は、封筒の表に「広島国際大学看護学ジャーナル投稿原稿」と朱書きし、下記に郵送する。  
〒737-0112 広島県呉市広古新開5-1-1  
広島国際大学看護学部内「看護学ジャーナル」編集委員会 宛
  - 3) 掲載決定後は、A4サイズにプリントアウトした最終原稿1部とフロッピーディスクを添えて前述の2)に提出する。
8. 校正  
著者校正は原則として2回のみとする。著者校正の大幅な加筆訂正は認めない。
9. 別刷り、カラー印刷は有料のこともありうる。
10. 投稿された原稿およびフロッピーは原則として返却しない。

付則：この規程は、2010年4月1日より施行する。